

議案第 80 号

亀山市国民健康保険条例の一部改正について

亀山市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険条例（平成17年亀山市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行日の日以後の出産から適用し、同日前における出産については、なお従前の例による。